

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第15条の2第2号の規定 に基づき厚生労働大臣が定める研修に関する告示

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

1 趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第4号。以下「改正省令」という。）第2条の規定の施行に伴い、及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。）第15条の2第2号の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第15条の2第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修を定めるもの。

2 概要

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第33条の4に規定する退院後生活環境相談員（以下「退院後生活環境相談員」という。）については、省令第15条の2第1号及び第2号において、精神保健福祉士等の国家資格を持つ者のほか、精神障害者の退院後の生活環境に関する相談等に係る3年以上の実務経験を有する者を選任できることとしている。
- 今般、改正省令第2条の規定により、精神障害者及びその家族等からの精神障害者の退院後の生活環境に関する相談及びこれらの者に対する指導に係る、3年以上の実務経験を有する者については、新たに厚生労働大臣が定める研修を修了する必要がある旨改正を行ったところ。
- 当該規定が平成29年4月1日に施行されることを踏まえ、当該研修を以下のとおり定める（平成29年4月1日前に開始された下記に相当する研修を含む）。

（1） 研修科目及びその時間は次のとおりであること。

イ 精神保健医療福祉施策に関する講義 0.5時間

ロ 医療保護入院者の退院による地域における生活への移行のための医療及び福祉の連携に関する講義 1時間

ハ 退院後生活環境相談員に関する講義 1時間

ニ 医療機関における多職種連携並びに法第33条の5に規定する地域援助事業者及び行政との連携に関する講義 1.5時間

ホ 退院後生活環境相談員の業務に関する演習 2時間

（2） （1）の研修を適切に行うために必要な能力を有する講師により行われるものであること。

（3） 上記のほか、研修の実施について必要な事項は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の定めるところによるものであること。

3 適用期日

平成29年4月1日

○厚生労働省告示第四百五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第四号）第二条の規定の施行に伴い、及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）第十五条の二第二条の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第十五条の二第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十八年十二月二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第十五条の二第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）第十五条の二第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修は、次の各号に定めるところにより行われる学科研修（これに相当する研修であつて、平成二十九年四月一日前に開始されたものを含む。）とする。

一 次のイからホまでに掲げる科目について、それぞれイからホまでに定める時間以上行われるものであること。

イ 精神保健医療福祉施策に関する講義 ○・五時間

- ロ 医療保護入院者の退院による地域における生活への移行のための医療及び福祉の連携に関する講義 一時間
- ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。二において「法」という。）第三十三条の四に規定する退院後生活環境相談員（ホにおいて「退院後生活環境相談員」という。）の業務に関する講義 一時間
- ニ 医療機関における多職種連携並びに法第三十三条の五に規定する地域援助事業者及び行政との連携に関する講義 一・五時間
- ホ 退院後生活環境相談員の業務に関する演習 二時間
- 二 前号の研修を適切に行うために必要な能力を有する講師により行われるものであること。
- 三 前二号に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の定めるところによるものであること。

○厚生労働省告示第四百五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第四号）第二条の規定の施行に伴い、及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）第十五条の二第二号の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第十五条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十八年十二月二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施行規則第十五条の二第二号の規定に基づ

き厚生労働大臣が定める研修

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）第十五条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修は、次の各号に定めるところにより行われる学科研修（これに相当する研修であつて、平成二十九年四月一日前に開始されたものを含む。）とする。

一 次のイからホまでに掲げる科目について、それぞれイからホまでに定める時間以上行われるものであること。

イ 精神保健医療福祉施策に関する講義

○・五時間

ロ 医療保護入院者の退院による地域における生活への移行のための医療及び福祉の連携に関する講義 一時間

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。二において「法」という。）第三十三条の四に規定する退院後生活環境相談員（ホにおいて「退院後生活環境相談員」という。）の業務に関する講義 一時間

ニ 医療機関における多職種連携並びに法第三十三条の五に規定する地域援助事業者及び行政との連携に関する講義 一・五時間

ホ 退院後生活環境相談員の業務に関する演習 二時間

二 前号の研修を適切に行うために必要な能力を有する講師により行われるものであること。

三 前二号に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の定めるところによるものであること。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

障発第1202第2号
平成28年12月2日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
関係団体の長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第15条の2第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修に係る具体的事項について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第15条の2第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修(平成28年厚生労働省告示第405号。以下「研修告示」という。)については、平成28年12月2日に告示されたところであり、平成29年4月1日から適用されることとなっている。

今般、研修告示に基づき、その実施について必要な事項を下記のとおり定めるので、貴管内市町村等に対する周知につきご配慮されたい。

記

1 第一号関係(研修の科目の範囲)

研修は、次の表の科目の欄に掲げる研修科目に応じ、それぞれ同表の範囲の欄に掲げる範囲について行われるものであること。

科 目	範 囲	(参考)時間
精神保健医療福祉施策に関する講義	・ 精神保健医療福祉関係法令 ・ 精神保健医療福祉の動向	0.5時間
医療保護入院者の退院による地域における生活への移行のための医療及び福祉の連携に関する講義	・ 入院時から精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第33条の5に規定する地域援助事業者(以下「地域援助事業者」という。)等と連携した退院後支援の実践的取組について	1時間
法第33条の4に規定する退院後生活環境相談員(以下「退院後生活環境相談員」という。)の業務に関する講義	・ 退院後生活環境相談員の責務と役割 ・ 医療・福祉との連携の全体像	1時間

医療機関における多職種連携並びに地域援助事業者及び行政との連携に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関における専門職の役割 ・ 医療機関における多職種連携の方法 ・ 地域における福祉資源との連携 ・ 地域における多職種連携の方法 	1.5 時間
退院後生活環境相談員の業務に関する演習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院時告知 ・ アセスメント ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号。以下「省令」という。）第 15 条の 6 第 1 項に規定する医療保護入院者退院支援委員会 	2 時間

2 第二号関係（研修の講師の要件）

研修を適切に行うため必要な能力を有する講師とは、次の表の科目の欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件に適合する者又はこれと同等以上の知識経験を有する者であること。

科 目	条 件
精神保健医療福祉施策に関する講義	精神保健医療福祉行政に関し学識経験を有する者であること
医療保護入院者の退院による地域における生活への移行のための医療及び福祉の連携に関する講義	精神保健福祉士の資格を有する者又は省令第 15 条の 2 第 1 号に該当する者であって、退院後生活環境相談員の業務に従事した経験を有するもの
退院後生活環境相談員の業務に関する講義	
医療機関における多職種連携並びに地域援助事業者及び行政との連携に関する講義	
退院後生活環境相談員の業務に関する演習	

3 第三号関係（研修を実施した者による修了証の発行等）

ア 研修を実施した者は、研修を修了した者に対し、修了証を発行すること。

イ 研修を実施した者は、毎事業年度経過後 3 か月以内に、実施科目、講師名及びその要件、並びに修了者数について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課に報告すること。

ウ 研修を実施した者は、研修修了後速やかに、修了者の氏名、生年月日、受講科目、講師名及び修了年月日を記載した修了者名簿を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課に登録すること。